

## 会議録

名称	平成30年度第5回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	平成31年2月4日（月）午後2時から午後4時まで
会場	目黒区総合庁舎本館1階E会議室
出席者	<p>（委員）浅田、植野、岡田、宮内、森田、河野、いいじま、石川、西崎、山田、伊藤、深山、荘島、佐藤、中野、平尾</p> <p>（区側）企画経営部長、広報課長、情報課長、国保年金課長、介護保険課長、文化・交流課長、放課後子ども対策課長、子育て支援課長</p>
傍聴者	なし
配付資料	<p>&lt;事前配付資料&gt; 諮問事項の資料</p> <p>&lt;席上配付資料&gt; 前回答申文 諮問文 座席表、審議会委員名簿（第16期）</p>
会議次第	<p>1 会長あいさつ</p> <p>2 諮問事項</p> <p>（1）年金生活者支援給付金の事務処理に係る電子計算組織の外部結合について</p> <p>（2）障がい者アート展覧会事業の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて</p> <p>（3）拡充版ランドセルひろば事業の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて</p> <p>3 その他</p>
発言の記録	別紙のとおり

<平成30年度第5回審議会発言記録>

1 会長あいさつ

会長	<p>まだお見えでいらっしゃる委員もごさいますけれども、定刻になりましたので開始をいたしたいと存じます。</p> <p>本日は、お忙しい中をお集まりいただき、どうもありがとうございます。</p> <p>まず初めに、前回承認いただき、副会長になられました宮内委員をご紹介いたします。宮内先生、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
委員	<p>先日は失礼いたしました。副会長を務めてさせていただきます宮内でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>前回の審議会の中で、審議会の運営についてご確認をいただきました。その中で、守秘義務につきまして、「委員は職務上、知り得た秘密を漏らしてはならない、その職を退いた後も同様とする」という項目がございましたので、いま一度ご確認いただきたいと思います。審議会の委員に対して配付される資料や審議の内容等につきましては、委員として適切にお取り扱いくださいますようよろしくお願いいたします。</p> <p>一言お願いを申し上げます。2時間という限られた時間の中でなるべく多くのご意見をいただきたいと思いますので、各委員の発言は明瞭かつ簡潔にお願いできればと思います。当然ですが、区側の説明にも言えることとございますので、くれぐれもよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入る前に、事務局から委員の出席状況についてご報告をお願いいたします。</p>
区側	<p>それでは、本日の出席状況を報告いたします。本日、ご欠席の委員が前田委員、上田委員、橋爪委員の3名です。それから福谷委員につきましては、今のところご連絡はないのですが、現時点でまだご到着なさっていないという状況です。現在の出席者は20名中16名ということで定足数を満たしております。</p>
会長	<p>傍聴についてはいかがでしょうか。</p>
区側	<p>傍聴はありません。</p>
会長	<p>本日は傍聴者はなしということでございます。</p> <p>次に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。</p>
区側	<p>それでは、事前にお送りしました資料をご確認ください。資料番号の1から3となります。全件、本日諮問事項でございます。それから、本日の席上配付資料4として前回の答申文、資料5として本日の諮問文、その他として座席表と名簿をおつけしております。もし不足等ありましたら、挙手でお知らせいただけますでしょうか。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では次第に沿って議事を進めます。</p> <p>次第の2、諮問事項（1）年金生活者支援給付金の事務処理に係る電子計算組織の外部結合について、区から説明をお願いいたします。</p>

## 2 諮問事項

### (1) 年金生活者支援給付金の事務処理に係る電子計算組織の外部結合について

区側	(資料により説明) (約12分)
会長	ありがとうございます。 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらどうぞお願いいたします。
委員	すいません。
会長	はい。
委員	3つの給付金の支給制度があると思うんですが、それぞれ目黒の対象者はどれぐらいになるんでしょうか。
区側	3つの制度で、まず、あくまでも見込みでございますが、高齢基礎年金生活者給付金については5,000人、あと障害・遺族等を合わせると約2,000人、合計7,000人ということ見込んでございます。
委員	それからもう一つ、データの送信が、29年度分が今年の3月5日まで、30年度分が今年の7月、31年度分以降も毎年大体7月という、そういう見込みですか。
区側	はい。委員ご指摘のとおり、来年度以降も、毎年6月から7月に、この情報のやりとりを年金機構で行うというものでございます。
会長	ほかの方はいかがでしょうか。
委員	個人情報とは、この審議会とはちょっと離れるんですけども、今回の給付金というのは、年金生活支給給付金は低所得者の人に対する給付金をするという事で、これは消費税の増税の実施日に行うというんですけども、そもそもこの低所得者対策というのは、消費税増税があるかなんか、本来行わなければならないというか、そういうものだと考えています。そして今回の給付金は増税による負担増に比べると5,000円掛ける、最高6万円とおっしゃっていましたがまさに雀の涙という形で、これで痛みを緩和したというものにはならないと、そもそもこのところでは私たちは考えています。この情報とはちょっと異なりますけども、そもそもこの給付金については私たちは考えています。 そして、こここのところにかかわることについてなんですけども、国保連合を経て年金機構への個人情報の外部結合については、国へ情報を提出するという事になると思うんですけども、この間、国の情報が作業委託をして、事業者から同意するという、そういうことも起こっていることから、チェック体制をするという報告が、相当のチェック体制が先ほど報告されていましたが、それでもやはり情報漏えいというのは、この間起きているので、その辺のチェック規制体制とか、どうするのか、もう少し詳しくお聞きしたいということと、あとこの経費というのはどのくらいかかるのかどうか、その2点についてお聞きしたいと思います。
会長	お願いします。

区側	<p>国等のチェック体制、個人情報、セキュリティの確保ということかと思いますが、主にこちらは国の事務でございますが、それを年金機構に委任するということで、委員ご存じのとおり年金機構につきましては、ご指摘のように過去にいろいろな問題を起こしてしまっているという状況でございます。そういった問題を起こしたということで、今、社会保険庁から年金機構になっているとか、また、それなりの対策を行っているということでございますが、そういった不正アクセス、最近といいますか、記憶に残っている不正アクセスの流出ということで、ウイルスメールによるインターネットの攻撃を受けて、個人情報、基礎年金番号等が流出してしまったというようなことになっておりますので、資料のほうにも記載をさせていただいていますが、基本、当面の間は日本年金機構とは直接システムを結合しないという形になっています。ですので、日本年金機構と国保中央会の間は情報媒体でやりとりをするというような形で、国保中央会、国保連合会のほうも外部接続は禁止という形になっていますので、まずそんな大前提があるというものでございます。</p> <p>また、年金機構が過去に問題を起こしたということで、そちらの対策としましては、当時、基礎年金番号が流出してしまったので基礎年金番号を変更したとか、あと情報セキュリティ体制、あと職員の研修を強化というようなことを行ったということを確認しています。</p> <p>また、国保連合会、国保中央会の、実際、今回使用するシステムにつきましては、既に毎年、1年間通して、年金が偶数月に交付されますけれども、偶数月から介護保険料ですとか国民健康保険料、後期高齢者医療保険料が年金天引きされ、特別徴収と呼んでいますけれども、それをするシステムを今回使うという形になっています。ですので、これはもう既に以前から、平成20年度から使用されているということです。特に問題は起きていない。それなりに物理的、人的、技術的なセキュリティというのは確保されているというものでございます。</p> <p>また、2点目の経費ということでございますが、経費につきましては、基本、法定受託事務ですので、かかった経費については国の負担というようなことで認識してございます。</p>
会長	ありがとうございます。
委員	はい、いいです。
会長	ほかの方はいかがでしょうか。はい。
委員	<p>1ページのところ、中間のところ、「返送を受けた日本年金機構では、要件審査の後、給付金の請求書を対象者に送付し、必要事項が記入されて請求書の提出がされると、認定の上、支給する運びとなる」と書いてあるんですけども、先ほどありました見込みに7,000人の方がいらっしゃるということなんですけども、私たちも相談を受ける方、かなり高齢化をしていて、なかなか書面が来ても、それがよく理解できず、そのまま放ってしまうというケースがかなり多くて、そこら辺が補助的に何か、その方たちに対して、相談だったり、出しましたかというような、何かできるかどうかと、一番心配なのが、来ても全然わからないという方がかなりいらっしゃるんじゃないかなというのが予想されるんですけども、その点の補助みたいなものはあるかどうか、お伺いいたします。</p>
区側	<p>まさに、今、委員ご指摘のとおり、その点が私ども市町村の立場としても非常に心配なところとして、以前、年金の受給資格期間について25年だったのが10年に短縮された際は、目黒区の方は比較的所得水準が高いということで、23区の中でも申請率があまりよくなかったものです。ですので、そういったこともございますので、今回、所得の低い方ということで</p>

	<p>ございますが、十分に事前に周知をするように、国や年金機構に対しても課長会を通じて申し上げているところでございますし、また、目黒区として、これは実際、ターンアラウンドによる通知といたしまして、給付金を受け取る候補対象者がいる程度抽出できまして、その対象者に対して日本年金機構があらかじめ記載したものを申請者に送りまして、申請は氏名等、簡単な記入をして年金機構に送り返すという仕組みでございます。記載内容はほんとうに簡単なものでございますので、その辺のところ、ターンアラウンドの通知が8月とか9月ごろ、通知されるというものでございますので、そのときに忘れずに、届いたら書いて出してくださいということをしつかりと周知していく必要があるのかなというふうに認識しています。</p>
委員	<p>今のと関連するんですが、確かに請求書を出さなきゃいけないというのは、なかなかわからないという部分はあると思うんですね。地域の中には民生委員の方もいらっしゃるんで、民生委員さん一人一人が、誰にこれが行っているかわからないにしても、日々、訪問している高齢者世帯に、こういうものが来ていたら出すようにというふうな、そんな取り組みを合わせてしたらいいんじゃないかというふうに思います。</p>
区側	<p>ありがとうございます。まさに、今、委員ご指摘いただいたような取り組みというのを、これからいろいろなご意見をいただきながら検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。ありがとうございます。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。 それでは採決に移ります。この事案につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)</p>
区側	<p>15名全員です。</p>
会長	<p>15名全員が賛成ということでございます。 それでは、この諮問事項1については、諮問を可とさせていただきます。 次に、諮問事項(2)障がい者アート展覧会事業の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて、区のほうから説明をお願いいたします。</p>

(2) 障がい者アート展覧会事業の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて

区側	<p>(資料により説明) (約11分)</p>
会長	<p>ありがとうございます。 ただいま説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞ。</p>
委員	<p>すごくすてきな、胸がわくわくするような事業だと思いました。資料2-1の下から4行目、そもそもこの障がい者アート展覧会に出品できる対象者は、「区内の障害者福祉施設に通所している方等」とありますが、この「等」に関して伺いたいんですが、つまり入所していてもいいし、通所も入所もしていなくても障害者というのは世の中にいらっしゃいますよね。その方でもいいのか。かつ、障害者の範囲というのは、どこからどこまでを障害者というふうに。手帳を持っていればいいのか、手帳がなくても障害者の方がいらっしゃいますが、その辺はど</p>

<p>区側</p>	<p>のようにお考えでしょうか。</p> <p>まず、今回のこの事業につきましては、障害者福祉施設に通所しているいろいろな作品をつくられている方がいますので、初めて行うということで、まず、そういった実績のあるところにお声をかけさせていただこうということで、今回の対象者はあらかじめこういうふう決めてございます。</p> <p>「等」ということですが、そちらの施設に通所されている方のほかに、例えばご兄弟がいらっしやって、同じような状況であるとか、通所はしていないけども自宅で作品を描かれている方もいらっしやいます。そちらは障害者手帳の有無にかかわらず、そういった作品をおつくりになっている方がいるということであれば、そちらに情報があれば、こちらの展覧会に出展していただいて、できれば多くの区民に参加をしていただきたいなというふうに思っておりますので、こちら「等」というふうにつけさせていただいています。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p>
<p>委員</p>	<p>よろしいですか。同じようなことを質問したかったんですけども、最初の目的のところには「区内の障害者福祉施設に通所している方々」という形になって、内容のほうの対象者は、「等」というのがついているということで、なかなか、どこまでを範囲とするのか。実績を最初につくるということには意義が大変あるかというふうに思いますけれども、そのあたりの取り扱いを注意していただきたいということと、それからちょっと気になりましたのは、この展覧会名は、あくまでも目黒の「障がい者」の「がい」が平仮名になっているそういうアート展であるということですが、事業の概要とか、我々に対する説明のところには「障害」の「害」というのは漢字を使っているということで、どのような認識を持たれているのかということ、この漢字、あるいは平仮名というものの活用についてご説明いただきたいなというふうに思いました。</p>
<p>区側</p>	<p>まず、1点目の対象者でございますけど、今お話いただきましたように区としてはさまざまな多くの区民に出展をしていただきたいという気持ちはあるんですけども、まず最初の、1回目といいますか、最初の取り組みということでそういった実績があるところの取り組みを紹介とか情報収集をさせていただきまして、その中から作品を応募していただければ、今度は一般の区民にも広がっていくんじゃないかというような思いもありまして、ただ、ここだけ通所されている方に限定をするというのも、そこだけが範囲になりますので、「等」ということで、例えば通所されている方がお声をかけていただいて、その方が応募するというような、そういった広がりを持たせていきたいなというふうに思っています。その辺は、もちろん委員おっしゃるように、注視しながらいい展覧会にしたいというふうに思っておりますので、取り組んでまいりたいというふうに思っております。</p> <p>それから、2点目の「障がい者」という記載の「がい」の字の使い方といいますか、表記の仕方ということですが、法令等に記載されている表につきましては、そのままもちろん「障害者」ということで、漢字のほうで記載をさせていただいておりますけども、こちら、最初にご説明した、受託者として予定している目黒区芸術文化振興財団、区の委託事業ですとか、芸術文化の振興のためにさまざまな事業をやっていただいておりますけども、今、こちらのほうで障がい者アート展実施に当たってのさまざまな調査をしていただいております。展示会になりますので、表示としてどういった形がいいのかというのは、さまざま、区の障害福祉課も含めまして何度か話し合いをさせていただいて、美術展でございますので、平仮名のやさしいイメージ</p>

を入れたほうがいいだろうということで、現時点ではこういった形のアート展の名称にしているところがございます。そういった使い分けはありますけれども、趣旨としては区内の障害のある方にたくさん応募していただき、柔らかい漢字も含めて周知をしていきたいなという思いで、こういった形でつけさせていただいているところがございます。

委員

私自身の意見ですけれども、「害」という漢字のもたらしイメージというのを、できる限り払拭したほうがいいと思うんですね。障害を持たれている方が、それは社会にとっての害ではなくて、いろんな意味で、いろんな人たちがいるということ認識する、いいきっかけになるだろうというふうにも思いますし、さまざまな人がいて、さまざまな社会が生まれていくという、そういう認識をこういうような展覧会を通してやるということで、法律の表記の仕方いずれ考えていくべきだろうというふうに思っていますので質問させていただきました。ありがとうございます。

会長

ほかの方。はい。

委員

障害のある方があらゆる分野に参画をするという意味で、大変意義のある事業だというふうに思いますけども、今いろいろご説明の中で、とりあえず初めてなので福祉工房だとか作業所を通じて作品の募集をするということでしたが、広く在宅の方もたくさんいらっしゃるわけですから、広報の仕方、作業所や福祉工房を通じる以外にどうということをお考えなのかということをお聞きしたいのと、それから2つ目には、個人情報収集が紙媒体で保管もするわけですよ。終了後は区に戻して消却をするということですがこの文化財団がこれまでに紙媒体での情報収集、他の事業を含めてそういう経験があるのか。それから、終了後の情報の破棄の仕方、それについて教えてください。

区側

まず1点目の広報の仕方ということでございますけれども、まず今回初めてということで、そういった障害のある方がどれぐらい作品、制作をすることに携わって、出したいと思っていられるかというニーズとございますか、そういったものの把握も大事なかなと思ひまして、その辺の調査を今、芸文財団のほうでやっているところでございます。そういった形で、そういった意味で、どれぐらい作品が集まってくるのか、現状ですとちょっとまだ把握もできていない状況でございますので、まずはこういった実際に作品をおつくりになられているところから、さらに広がって発信ができていけばいいなというところがありまして、広報の仕方はご指摘いただきましたように、工夫をする余地はあるかなと思ひますけど、まずはここから始めさせていただいて、もちろん区報のほうでもこういった美術展をやりますということは広く周知をし、ホームページのほうで周知、区のホームページ、それから芸文財団のほうのホームページでも周知して行って、広く区民の方の目につくように、足を運んでいただいたり、今後、作品をつくる気持ちになっていただくというような仕掛けというか、仕組みはもちろん必要だと思ひますので、そこは今後も工夫をさせていただきたいなというふうに思っております。

2点目の、そのほかの芸文財団のほうでの個人情報の取り扱いということですが、最初にご説明したとおり、今、指定管理者として美術館の運営を担っていただいております。美術館でこういった展覧会事業、企画展含めまして、年に4回から5回行ってございますので、同様の個人情報については、こちらでご承認いただきました範囲の中できちんと取り扱いをしている状況でございます。その中で、作品等については紙媒体で管理をしてございまして、そういったデータ化、現時点でできてございませんので、現時点においても紙媒体でそういった整理をしているというような状況でございます。

委員	終了後は、きちんと消却するわけですね。
区側	はい。事業が終了した後は、そういった作品カード、書いていただいたものについては区のほうに返却していただいて、区のほうはしっかり管理をするということで、芸文財団、受託者のほうにはそういったものは残さないというようなことで取り組みをしたいというふうに思っています。
会長	はい。
委員	いいですか。今のご説明、ちょっと私も気になっていたところなんですけども、区に返却されるじゃないですか。区では消却をしていただくんですか、それとも保管されるんですか。
区側	今回、受託事業者がそういった作品カードを応募者から収集をして、それに基づいて展覧会を開いて、事業が終了した後は流れにありましており、実績報告書をつくっていただきますので、こちらにつきまして実績報告書と一緒に区のほうにお返しいただくということで、区は個人情報保護の規定の範囲の中できちんと保管をするというようなことは現実に考えてございます。
委員	ちょっとそれ気になるんですけども、一般的に個人情報というのが必要性がなくなったときには、速やかに消却するというのが基本だと思うんですけども、保存、保管するというものの必要性を、この個人情報を区のほうで保管すると今書いてありますけど、その必要性というものはあるのか。あるとすれば、それをどういうふうにするかというのは、提出される方にきちんと周知徹底しておかないと具合が悪いんじゃないかなという気がします。
区側	そういった、事業者が持たないということになる、区のほうでそういった作品カードを最後、回収をさせていただいて保管をする、それは適切にもちろん保管するんですけども、区の事業として展覧会を実施するというので、次年度以降もこの展覧会は継続してやっていきたいというときに、どこの通所施設からどんな作品がきたのか、区としては把握をしておく必要があるかなというふうに思っています。そういった次年度以降の開催に関しての資料といえますか、基礎資料とするために、区のほうできちんと適切な管理をしながら保管をして次年度に生かしていく。財団のほうではそれをもとに美術展を開きますけども、そういった情報は受託者のほうでは所持をしない。通常の文書の保管のルールに沿って、そちらは区としては管理していきたいというふうに。
委員	課長さんのご説明はよくわかりました。ちょっと気になりますのは、区のほうで目的があるのであれば、きちんと周知徹底をして、個人情報を提出していただく方に徹底していただいて、その期間というのを明確にしておかないと、お互いちょっと不安な状況に陥るんじゃないかなという危惧が1つと、法律の立てつけがどうなっているのかちょっと私も承知しないんですけども、一般的な事業者の場合は、必要がなくなった場合は速やかに消却という義務づけがついていたと思うんですよね。行政機関がどうなっているのか、ちょっと私は承知しないので。そこは、今、課長さんがおっしゃったように、お気持ちはよくわかるんですけど、ただそれは特定の個人情報を特定の目的でいただいているわけなんで、お互いきちんとしておいたほうが後々、その管理を徹底されているとしても、えっと思っちゃう人もいたら、ちょっと具合が悪



	<p>いかなと思うのでそこだけです。すみません。</p>
委員	<p>すいませんいいですか。</p>
会長	<p>はい。</p>
委員	<p>この資料の2-7を見ると、注意事項の一番最後は、「個人情報保護の観点から展覧会終了後廃棄いたします」と書いてあるんですよね。財団自体は持たないということはわかるんですが、一旦区に帰って、いずれ破棄するんでしょうけども、例えば、来年度開催に当たって参考の資料とするために1年間保管しますとか、そういうことを明確にしておかないとここで破棄しますと言っているにもかかわらず、持ち続けるというのはちょっと矛盾すると思うんですよね。</p>
区側	<p>補足させていただきます。まだ詳細を詰めてない部分もあるようなんですけれども、通常、美術展とか作品展をやりますと入賞作品とか、全部の作品にするかどうかですけど、図録にしたり、その作品をポスター的にしたり、カレンダーに使ったりとか、よく選挙だとか標語とか、いろんな事業で子どもたちに応募いただいて、入選作品でカレンダーとかをつくります。そこにお名前が載りますので。載せていいかどうかは本人に確認をした上でやっていきます。ですから、この作品展が、これからやるんですけども、例えばこの年度ですばらしい作品があったので、図録をつくってみようとなれば、そこにお名前を本人同意で載せるということもあるかもしれません。ただ、現時点では、集まって、展示が終わったらそのまま消却するというスタンスで今進めているようです。次の年にどう使う、活かすとかですね。当然、終わって、来年にすばっと消却ではなくて、その後整理をしていく。そういう作業の中で図録をつくるつくりたくないによっても引き続き把握する情報の範囲も変わってくるだろうと思いますので、その辺はいろんなご心配をいただきましたので、事業所管課と、あと障害福祉課、これを担当している障害者のほうを担当している所管がありますが、芸術文化財団、美術館と相談しまして、極力応募される方も心配するようなことがないように、過剰な収集、過剰な危機感を持たないように、必要であればちゃんとご了解を得た上でやるという形で進めていただこうかと思えます。</p>
区側	<p>今、説明がありましたように、そういった形で進めてまいりたいというふうに思っています。最後は事業報告書ということになりますけれども、もちろん作品をおつくりになられる方の作品の意欲の醸成といいますか、今後につながっていくということもありますので、その辺はもう少し詰めさせていただいて、適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。</p>
区側	<p>補足ですが、先ほどご指摘いただいた作品カード、注意事項の5番、「個人情報保護の観点から展覧会終了後廃棄いたします」という、この記載ですとちょっと誤解を招くことも考えられますので、もう少し事業の詳細が固まるのと並行して、こちらの記載が、ご本人に誤解のないようにしっかり書いていくように所管と調整いたしますので、よろしくをお願いします。</p>
委員	<p>ちょっとよろしいですか。ご趣旨はいいと思うんですが、先ほどいい作品があったら図録をつくるという発言が、ちょっと私には納得がいかない。それはなぜかという、中立性とか平等性とか、そういうような問題から、誰が判断するのかということが入るので、そういうお答えにはしないようにしていただきたいと思うんですよね。つまりどういうことかという、図録をつくるんだったら図録をつくるということが最初からわかっているべきであるし、一応、1</p>

	<p>回やってみて、どんな感じなのか知りたいというご趣旨だろうというふうに私は受けましたので、その中での個人情報の収集であり、また廃棄のプロセスがあるというふうな形で受けとめさせていただくというふうな形にさせていただきたいと思うんですね。よろしいでしょうか。</p>
区側	<p>おっしゃるとおりでございます。図録という言葉がオーバーランしてしまいました。ポスターとか標語のような目的で募集している場合はいいんですけど、今回の場合は図録ということを示しているわけではありませんので、今ではなくて、次のステップか、検証した後の話になるのかもしれないけども、図録というものはいいですね。すみません。</p>
会長	<p>はい、ほかの方よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>よろしいですか。作品を展示する場合の、資料2-11にあるひな形なんですけれど、手書きでされているという認識でよろしいですか。リストとキャプションの作品名だとか、作者名だとか。</p>
区側	<p>2-11のキャプションが手書きかどうかということなんですけども、手書きにするか、例えばワープロで打って、後ろにある写真の下に飾るようになりますので、ごらんいただいた方にわかりやすいような表示には努めたいと思いますけれども、例えばパソコンを使うとデータ化ということになりますけども、それは打って、打ち出しをして、データは残しませんので。</p>
委員	<p>通常、こういうのはエクセルかなんかで多分つくられる可能性が非常に高いと思うんですが、これを見たら、要するに紙媒体で全て行うというふうになっていきますけれども、媒体として、例えばエクセルだとかワードを使いましたということになると、表現的にどうか。というのは、美術館に行ったら、大体こういうのはワープロで打たれているケースが非常に多いので。多分、何か機械媒体を使っているんだろう。それは、一時的にメモリに保管されていますから、紙媒体ですと、全然そういう心配はないんですけども、これを見ると、こちらのほうの2-2の表記ですと、紙媒体だけでやっているから、全然機械媒体を使っていませんよという話になっているので、これだったら全然問題ないかと思うんです。ただ、これをワードで打ち出した、もしくはエクセルで打ち出したということになると、機械媒体を使ったということになりますので、全て紙でやるんだったら、紙でやられたほうが。</p>
区側	<p>わかりました。今、ご指摘いただきましたので、そのように対応してまいりたいというふうに思います。</p>
委員	<p>ちょっと会長、よろしゅうございますか。</p>
会長	<p>はい。</p>
委員	<p>今の点に関連してなんですけど、ちょっとこれは余計なお節介かもしれませんが、個人情報に関する特記仕様書というのを、この事業も、既にいろんな事業にお使いいただいていると思いますし、次の諮問にも出てくるんですけども、この仕様書の中の第11条に、資料等の返却及び廃棄というのがあるんですね。ここの11条の2項の記載を少し工夫されたほうがいいのではないかなと思うんです。これは、あらゆる事業ですね。というのは、「乙は、甲の承認を得て、委託契約に係る個人情報を廃棄又は消去することができる」と書いてあるんですけ</p>

	<p>ど、乙は事業の終了後、速やかに個人情報等を廃棄、消却しなければならないとしたほうが、いろんなことで、この曖昧な規定だと不安が残っちゃうんで、そういう消却義務をつけといたほうがいいのではないかと。その結果をきちんと乙は甲に報告するというふうにされれば、事業者のほうも安心だし、区のほうも安心だし、今みたいな質問も、おそらくいろんな媒体に転写する可能性というのは否定できないと思うんですよ。ですから、ここをきちんと、そういうふうにするに「できる」じゃなくて、消却しなければならないというふうにしておいたほうが受託者のほうも立派な受託者だと思うんですけども、ご心配ないのかなと思います。ちょっとお節介ですけど。</p>
委員	でも、ここは。
会長	ちょっと待ってください。先に区のほうから。
区側	<p>少し補足させていただきます。11条、資料等の返却及び廃棄ということでご指摘いただきました。まだ事業の進め方で不明確な点もありますので、曖昧な説明になってしまったんですけど、こちらは委託に関する廃棄事項なので、返却ということで、委託事業者との間では、すぐに返却してくださいというので、そこで業務は終わるんですけど、区として、受け取ったものをどのように保存、廃棄するかということ、作品を提出していただくことに、わかるように伝えるということは、委託に係る特記仕様書とは違う部分かと。</p>
委員	今の争点は、ちょっと違っている。よろしゅうございますか会長、ちょっと一言。
会長	はい。
委員	<p>争点は、今回、受託者となる予定の芸文財団のほうで、先ほど委員がご質問になった、カードをおつけになるときに、ワープロというか、電子媒体でばばっと打って、これをおつくりになるんじゃないかというご質問があつて。そうすると、芸文財団がそれをきちんと管理しないといけないんじゃないかと。それも書いておかないと、今は紙媒体だけだと書いてあるから、具合が悪いねということだったんですね。そうすると、そういうことも含めると、受託者のほうでは、あらゆる個人情報が残らないと、事業終了後というふうなことを、この事業に限らず、しておいたほうがいいんじゃないかと思えます。というのは、もともと事業者は、事業が終了したら消却しなきゃならない義務があるので、この受託の情報だけ曖昧なことになっていくと、受託者のほうも困るし、区のほうも、後でどうなっていたのかと言われると困るんじゃないかということなんですね。ですから、いつそのこと全て消却してしまうと。仮にそういうことがあったとしてもというふうに思えます。</p>
区側	<p>11条のほうは、まさにそういうことを規定しているものということで、基本は返却、場合によっては消去、廃棄という、受託者側のほうで消去や廃棄することもできるという、そういう規定でございますので、こちらはおっしゃるとおり、残さないということをおっしゃっている条項でございますので、その方法が返却、原則は返却、場合によっては受託者における廃棄ということで、いずれにしても受託者に残り続けるということのないようにするためのこちらの特記仕様書、その条項ということになっているものです。</p>
区側	すみません。ちょっと説明させていただきます。11条の場合は、返却をなさいとしてい

	<p>るのが原則です。返却にかえて受託者が自分で消去してもいいですよというのが2項の記述になっています。今ご指摘のように、返却または消去で、自分で消去するときは明確に消去して、その結果を区に回答しなさいという面ですと、ちょっとわかりにくいところがあって。いずれにしても、何にもなしで全部返すか、自分のデータベース、残っているデータベースを消去しなさいということ、ちょっとわかりにくいので、今の委員のご発言の意味は、事業者側に一切残らないように、消去するなら明確に消去しなさいと、明確に書いてということですよ。</p>
委員	<p>そうです。</p>
区側	<p>ちょっとその文面は、その趣旨に沿って直させていただきます。 1条が、返すのが原則なので、返さなくて、返すことにかえて消去でいいよという文面なのでちょっとわかりにくかったものですから、もっとわかりやすく直させていただきたいと思います。</p>
委員	<p>どういうふうに変えるんですか。</p>
区側	<p>少し補足させてください。先ほどの、説明との関係ですけども、システムを使ってやる場合は、今、私が言ったような文言は入っているそうです。今回、システムを使うのではなくて、全部紙だけでやるという前提でしたので、システム上、受託者が自分で入れた、入力したものは消去するというのが外れているということになります。いずれにしても、そこはわかりにくい部分があるので、わかりやすく工夫させていただきます。</p>
委員	<p>先ほどご質問があった、1枚目のほうですけども、委託事業の目的及び概要の2行目のほうの「通所している方々から」というところと、先ほどの対象者の「通所している方等」というところが、とても気になっておりまして、大変いい事業だと思っているわけですけども、少し曖昧、在宅の方はどうするのかという、先ほどもご質問があったと思うんですけども、曖昧すぎてつかみどころがないようにちょっと思っております、新しい事業ですので、明確にした上で追加していくのも1つありかなという、ちょっと補足でございます。</p>
委員	<p>会長、同じ話なのでよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>はい。</p>
委員	<p>言われるとおりで、やっぱりその目的の部分、通所というところはこれはやっぱり修正すべきだと思います、今の時点で。障害者を対象、もしくは関係者を対象というふうに、初めから目的を変えたほうがよろしいようには思います。それ以外の、この企画に関しては、通所の方をまずやってみるとか、2段目でいいと思うんです。少なくとも目的は少し大きくしておいたほうが。同様の意見として。</p>
区側	<p>今の目的のところでございますけども、申しわけございません、何度も申し上げてあれなんですけど、今回、初めてやる中でどう継続、発展させていくかというところの入り口として、こういった企画の中身で我々としてはちょっと考えをしたところでございますけども、今、そういったご意見もいただきましたし、もちろん広い方からいただきたいと思うのもございますので、その辺のところについては、事業の目的として改めて精査をさせていただきたいという</p>

	ふうに思います。
委員	すいません、最初に言い出したものですから一言だけ。質問ですが、これは18歳以上なんですね。障害児は含まれないという理解ですが、よろしいでしょうか。
区側	今回は18歳以上といたしますか、児童生徒は含まれてございません。その理由でございますけれども、今、美術館のほうで、昨日まで行っていたんですけども、「めぐろの子どもたち展」というのを、同じように子どもたちの作品を紹介する展覧会をやってございまして、そちらの中に障害のあるお子さんの出展もあるというようなことで、今回のこの事業の中には含めてございません。
委員	よくわかりました。ありがとうございました。
会長	先ほど委員、手を挙げられていました。
委員	もう今、出てきたので。入念的に確認なんですけど、原票たる作品カードは区へ返却、それから財団が二次的にデータ化したワード、二次的にデータ化したものは財団で消去ということですね。
区側	はい。
委員	はい、わかりました。
委員	今回は、初めて障害者のアート展をやるということで、個人情報との関係でここに諮られるわけですね。しかしこれを見ていると、例えば目黒区が主催する場合、指定管理は芸文財団ですね。そうすると、そういうものを開催するたびに、要は、ここの審議会にかけられてきたんですね、きっと。私は1年目なので、今回こういうのは初めてなんですけど、そのたびに、障害があろうが、なかろうが、区として展覧会などをやろうとするときは全てここにかけられるという理解でよろしいんですか。指定管理の。
区側	よろしいでしょうか。
会長	はい。
区側	指定管理者は平成18年ぐらいだったと思うんですけど、美術館はその前から、区立でできたのは平成7年ですね。この当時は、業務委託になっています。ですから、区が事業主体であって、美術館のほう、芸文財団に業務委託をお願いをする事業もあれば、芸文財団が補助金を得て自分で主催してやっているもの、これは芸文財団の内規、自分で個人情報保護の規定を持っていますから、その中で処理をしていきます。あくまでこの審議会というのは、区が行う業務を第三者に委託する場合におかけする。業務委託で昔かけていて了解されていたもの、これは審議会としてオーケーになりますし、それから、うちが保護条例をつくる前からそういう形で第三者に委託しているものは、条例ができたときにこの審議会がオーケーしたものだということになります。みなし規定が保護条例をつくったときにできていますので、それ以降、新しい今までなかったような新しいものが入ると、その都度おかけをしているというものです。ですから今回、障が

	<p>い者アートというのは、過去に、目黒区の美術館で一度もやっていなくて、対象を、子どもたちというのはかけていますけども、区が主催した子どもとは違うものは今回初めてなので、業務委託でやりますから、おかけしていると。これがもし芸文財団の自主事業で、自分の予算で、自分たちでやるとしたら、同じような展覧会であってもここにはかからないです。</p>
委員	<p>はい。言っている意味は、よくわかりました。そうすると、要は新たな事業、区が主催する新たな事業、従来と同じものはもう既にかかっているのだからかける必要がないという理解でよろしいですね。</p> <p>そうすると、処理の方法では、今回だけじゃないじゃないですか。今までもいろいろあったわけです。そうすると、その書類を処理するというのは、返却するのか、あるいは指定管理だから、芸文財団がそもそも消却しちゃうのか、それはどのくらいの割合だったんですか。わかれば。</p>
区側	<p>割合とは、そもそも指定管理事業でやってもらっているものと、指定管理とは別個に区が、別途の委託事業でやっているものの割合という意味ですか。</p>
委員	<p>じゃなくて、要は今回、ここにかけられた部分でさっき十何条に消却、返却ということが書かれていますよね。そうすると、以前にここにかけられたもので、例えばその対応というか、消却とか、そういう対応は返却されたのか、それとも芸文財団のほうで消却していたのか、その辺というのは、どういう。</p>
委員	<p>わからなかったら、後で。</p>
区側	<p>過去に行ったものの報告書を出せということですか。</p>
委員	<p>報告書を出せとは言わないけど、こうやって消却するのか、指定管理者が消却するのか、あるいは返却すればいいわけですよ、ここで見ています。だから、過去にはどうやっていらっしやっただのかなど。返却させていた？それとも。</p>
区側	<p>美術館に、そもそも区が委託した事業はないです。</p>
委員	<p>全然今までないのね。</p>
区側	<p>説明します。美術館の展覧会と区の関係をご説明申し上げますと、美術館で指定管理者として行う事業が2つあります。それと美術館の自主事業、芸術文化振興財団として自分で行う事業が3つあります。先ほど申し上げましたように、自主事業でやるものはもちろんここにかけるものではございません。指定管理事業として2つやっている事業がありまして、それが先ほどお話ししました子どもたち展と、この後行われる区が持っている作品の、美術展の所蔵作品展、この2つが指定管理事業として美術館がやっています。その指定管理事業というのは、平成18年に指定管理者制度を入れたときに、こちらの委員会のほうでご審議いただいて、中身についてはご承認いただいていますので、その状況でやらせていただいて、今回、区が主催ということで委託をする中で、そういった個人情報動きがありますので、初めて諮問させていただいたというものでございます。</p>

区側	少し補足をよろしいでしょうか。
会長	はい。
区側	今回、展覧会を委託するので諮るというのではなくて、今まで指定管理でお願いしている子どもたち展、所蔵作品展とは全く別に、障害者である情報を取り扱い、かつ公表していく可能性があるというセンシティブ情報の取り扱いということで、今まで区が委託の時代とか、現在の指定管理の事業において取り扱ってきたものとちょっと異なるものということで、それであえて今回指定管理の枠には入っていない新規の個人情報を取り扱うという、そういった観点で、指定管理者ではあるけれど、この事業に関しては委託事業として、かつ取り扱う情報が、単にお名前とか作品名だけではなく、最初に説明したりとおおり、作品のひとつこと紹介の部分に、個人の意向とはいえ、もしかしたら障害に係る情報が出るかもしれない、その可能性もありますので、センシティブ情報も含む個人情報の取り扱いを委託するという、そういう観点で本日お諮りしているものでございます。
委員	よろしいですか。すいませんすぐ終わります。ちょっとイメージがどうしてもできないので伺いたいんですが、資料2-2の4番の扱う個人情報の1段落目の最後の、「特記事項欄記載内容は記録として残さない」という記載があるので、ここのイメージがつかなくて。特記事項欄記載内容というのは、先ほどお示しをいただきましたカードというんでしょうかね、特記事項などと書いてあるところだと思うんですけど、記録として残さないというのは、どういうことを指しているのか。紙媒体で全部扱うということなんですけれども、切っちゃうんですかね、どういうことなのか。そして、それがその後の運用で問題ないのか、ちょっとそこがよくわからないので、1点だけ確認をさせてください。
区側	資料の2-5をごらんください。こちらの表の一番下になろうかと思えますけども、特記事項という欄がございます。こちらは、連絡の手段の希望などということで、一応、今回想定しているのが、連絡をする際に配慮をしていただきたいということ、例えば耳が不自由なのでファクスで連絡をお願いしますというような事項はいただきますけども、それを記録としては、記録といいますか、例えばほかの制作者名とか、ひとつこと紹介というようなことで展示とか紹介とか、その辺は行わないで、そういった記録としては残さないという意味でございます。
委員	今のは、つまり、最終的に記録として残らないというような、そういう捉え方でいいんですかね。
区側	こちらの作品カードは、作品をつくる方が書いていらっしゃる。紙の中の情報としては、そういった配慮してほしいことになるんですけども、これ以外に、どこかに記録したりということはしませんという意味でございます。記録しないし、そういった情報も残さない。
会長	よろしいでしょうか。
委員	結構です。
委員	1点だけ最後に。今までパラードとかアール・ブリュットとか推進してきたので、ほんとうに大きな一歩だなと思っています。今までいろいろ皆さんの意見があったんですけども、この

	<p>第1回目が成功させられるかどうかで、作品募集の周知の仕方だなど思っているんですけども、私自身も、ご自宅で医療的ケアを受けながら絵を描いている方とか知り合いがあるので、障害福祉課としっかりと連携をとっていただきたいというふうに思いますが、その点だけ、1点だけです。</p>
区側	<p>こちらの事業実施に当たりましては、今年度、障害福祉課、それから受託予定の芸文財団のほうと5回ぐらい打ち合わせをさせていただいております、障害福祉課でもそういった各通所施設の状況をよくわかってございますし、どのような方が作品をおつくりになっているかというような情報も持っています。それに加えて通ってない方の情報につきましても、著名な方もそうですし、いろんな情報を障害福祉課はもちろん持っていると思います。これまでも連携して進めてまいりましたが、今後、来年、再来年、続けてやっていく場合にも、もちろん連携をした上で区としては進めてまいりたいというふうに思っております。</p>
委員	<p>会長。</p>
会長	<p>はい。</p>
委員	<p>すいません。確認を私も1点させていただきたいんですが、個人情報の取り扱いについての2-2の4番ですね。ここに個人情報として扱う情報が、制作者氏名、アーティストネーム、住所、電話番号云々という中に記載があるんですが、この中にキャプションというのは入っていないんですけれども、そもそもキャプションというのが個人情報に当たるのかどうかというのをちょっと教えていただきたいんですが。ワードでそれを出すとか出さないとかということも、そこにかかわってくると思うんですけれども。</p>
区側	<p>キャプションの考えでございますけれども、資料の2-11をごらんください。この1番、キャプションのひな形ということで、作品をおつくりいただいた絵とか、作品の近くにこういった形で表示をしていこうということで考えてございまして、こちらに作品名と作者名を載せていく。その下の作品について一言欄、これも作品カードで、制作者の人が自由に書いていただく内容で、内容について省略いただいたものをこちらに載せて、作品のほうの紹介をしていきたいと思っておりますので、こちらに、本人が希望されれば、個人の作者のお名前が載っていくということと、作品一言欄にそういったご自身の状況というのでも載ってくる可能性がございますので、本人にももちろん確認をしながらおつくりしますけれども、そういった意味で、こういった作品カードに描かれてあるところがキャプションとして載っていくことが想定をしていくというような状況でございます。</p>
委員	<p>会長。今の回答からいうと、このキャプションは、この取り扱う個人情報の中に入ることですね。</p>
会長	<p>この部分をどういうふうに解釈するか、そういう質問です。</p>
区側	<p>では、ご説明いたします。キャプションというのが個人情報というのではなくて、今、資料2-11に示されているキャプションのイメージ、書かれている項目というのがあるんですけど、そこに書かれている項目というのが、作品カードの中に書かれているものを転記しているものですので、キャプションを取り扱うものではなくて、作品カードに書かれている、これら</p>



	<p>に列記してある項目のうちの一部をキャプションとして書いていきますということなので、キャプションに書かれるものと作品カードに書かれるものということ、項目には共通ですので、それを合わせてお諮りしているというものになります。よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>わかりました。資料2-7の注意事項のところに、「作品名・制作者の氏名は、ポスター、ホームページ、チラシ、キャプション、展示作品リスト、本展覧会主催者による発行物に掲載されることがあります」ということで、作品カードの中のことが公開されることがあるよというふうに、ここであらうって、それに同意していただければ出していただくという考え方でいいんですよね。</p>
区側	<p>はい。</p>
委員	<p>わかりました。ありがとうございました。</p>
会長	<p>それでは、ご意見ご質問がなければ採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者挙手)</p>
区側	<p>15名全員賛成です。</p>
会長	<p>全員賛成ということで、諮問については可とさせていただきます。</p> <p>それでは、次に諮問事項(3)拡充版ランドセルひろば事業の外部委託に伴う個人情報の取扱いについてでございます。区からの説明をお願いいたします。</p>

(3) 拡充版ランドセルひろば事業の外部委託に伴う個人情報の取扱いについて

区側	<p>(資料により説明) (約9分)</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの説明につきまして、ご質問ご意見がございましたら、お願いいたします。</p>
委員	<p>ちょっと私の勉強不足なので伺いたいんですけど、この中で保険とあるじゃないですか。この保険は特定の損害保険の会社さんと個人契約なんですか、それとも団体契約ですか。それとも全く別の保険なんですか。</p>
区側	<p>保険の件につきましては、現在、区教育委員会のほうで担当しているものでございますが、損害保険会社さんといわゆる団体の形をとっていますので、生徒が保険に入っている入っていないというのは、区職員側が把握しているだけであって、保険会社にそれを伝えてその中で保障していただくという流れになります。</p>
区側	<p>すいません。団体契約扱いにはなっておりますけれど、保険は加入本人自己負担ですので、例えば審議会の皆さんが対象になっていても、私は保険入らないという人は保険契約者ではありません。自分で500円払って保険に入りますよという人だけが、この保険の対象になると</p>

	<p>いうものでございます。その人が個人的に契約をするのではなくて区の教育委員会を通じてまとめてやっているということです。</p>
委員	<p>そういうことですね。そのときに、ちょっと気になりますのは、これも先ほどと同じで、紙媒体で個人情報管理すると書いてあるんですけども、団体契約をするときに、保険会社との間で何人なのかというのを把握するために、何らかの形で区のほうはきちんとどっかに名前を書いておかないと、そういう紙を一々チェックするというわけにはいかないのかなと思うんですけども、その手続きは、個人情報の取り扱いでいかように処理されているのかなというのがちょっと見えてこない。</p>
区側	<p>今お話いただきましたように、保険のほうにつきまして、先ほどご説明した資料3-5のところで、これを今、管理の仕方を紙で行います。どのように保管をするのかというのは、事業者さんと今相談していますけど、キャビネットの中に1年1組から1年何組まで、6年何組までキャビネットの準備をさせていただいて、その何組かというのがわかれば、この紙がすぐ出てくるような形にします。そうするとここで切り取り線になってございますので、ここでお支払いをいただいた方については保険に入っているなというのがわかるような状況になるということで、そこで委託業者はその子が保険に入っている、入っていないというのが理解できるという状況です。</p>
委員	<p>そういうことですね。そうすると、委託業者さんのほうでは、一切転写をしたりはしないということですね。</p>
区側	<p>今のところ、これだけです。</p>
委員	<p>はい、かしこまりました。そうであれば、業者とのあれで、先ほど特記事項のところでも、転写は一切だめというのを明確にしていたというのは必要ではないかなと思うんですね。どっかにあったかもしれませんが、あれば、それでいいと思います。</p> <p>ちょっと気になるのは、業者さんは、管理をしやすいためにいろいろな転記をしちゃう可能性があるんで、だめであれば、だめと。</p>
区側	<p>よろしいでしょうか。資料3-8のところの第8条ですね、こちらで複写、複製等の制限という。</p>
委員	<p>禁止。</p>
区側	<p>はい。こちらのほうで制限してありますので。保険会社との契約というのは、本人と保険会社の契約で、その申し込みの状況として受託者のほうに残る紙の資料というものは、紙で存在するんですけど、それを何かに転記することはしないというのは、この8条で制限をされています。</p>
委員	<p>はい、わかりました。ありがとうございます。</p>
会長	<p>はい。</p>

委員	別紙4の事故報告書なんですけれども、これの利用目的としては、例えばこの記入者は、父兄も、これは記載するということが考えられるのでしょうか。
区側	私どもは、委託事業者が、お子さんがけがをした際にこれを作成していただくという形で考えてございます。これでもって保護者様と連絡を取り合って、どういう形で今、お子さまが対応させていただいているのかを把握する。これが終了した段階で、コーディネーターが事故報告を終了したということ、最終確認をするというような形になります。ただ、途中経過につきましては、コーディネーターは1人つく予定になってございまして、中根小学校、東根小学校の2校に1人ついてございます。そのコーディネーターが比較的、毎日学校に行くような状況があると思っておりますので、そのコーディネーターが進捗状況を現場で確認することができると思います。
委員	多分、ここに記載されるのは個人情報で、場合によってはセンシティブも入る可能性もあるかと思っただけなんですけれども、区としてはこれで受け付けましたんですけど、情報提供するほうが、その範囲内でちゃんと扱ってくれる、適正にこの個人情報は扱いますよねという記載がないんですね、どこにも。例えば、委託事業者がこれを受け付けるんだったら、委託事業者が正確に、正しい法律に基づいて個人情報を取り扱いますかというのが見えないんですね。確かに委託事業者からこれを受け付けるんだったら、個人保有者からとるわけじゃないからあれなんだろうけども、委託事業者がどういうふうな形で受け付けたのか、ちょっと見えない。何らかの形で保護者なりから受け付けるとは思うんですけども、これがちょっと見えないですよ。これが適切に個人情報として処理されていると思えない。
区側	事故報告書の作成の経緯というか流れでございますけど。
委員	そうですね。事故報告で、これが父兄だとか、個人を介さずに取得した個人情報だとしたら、全然問題ないかと思うんですけども、何らかの形で個人から取得した個人情報の場合は、個人情報の利用目的をはっきりさせておかないと、例えば事故処理以外については個人情報は取り扱いませんとするのを、個人情報を提供した個人に明示する必要があるのかなと思うんですけども、ただ、この取得が、ちょっとこれはよくわからない、通常、保険会社なんかですと、当然、被害者というか、受傷者のほうから聞くと思うんですけども、多分、これは受傷者の方から聞かずに、全て委託事業者が、これが行えるのか、疑問なところがありまして、何らかの形でこれは保護者なりから聞くんだろうなど。特に、病院で何針も縫いましたよとか、もしくは顔を縫いましたよという話になると、非常にセンシティブになりますので、その辺についての適切な処理がされておけばいいんですけど、これだけだと見えなかったものですから。
区側	実際は今おっしゃっていただいたとおり、事故が発生しました、そのお子さまが職員とともに、例えば重傷の場合は、骨折した場合は病院に一緒に行っていますというところまでは委託事業者は把握できる状況です。おっしゃっていただいたとおりです。その後、保護者さんに、病院に引き取りに来ていただくということを考えてございます。そこから先は、その保護者の方と委託事業者が連絡を取り合って、今、けがの治療の状況はどうですかというのは、保護者の方と委託事業者がやりとりをするという形の報告書になろうかなというふうに思います。
委員	事故報告書の写しというのは、被害者というか、その受傷者には行きますか。

区側	<p>いかないです。この報告書は、いわゆる保護者さまとのやりとりだとかにおいて使うものであって、それ以外は使用しませんというような注釈があるべきだという理解でよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>要するに、もし受傷者本人もしくは受傷者の家族から個人情報を取ったとしたら、その個人情報については取得になりますから、取得についてはちゃんと利用目的を法的には明示したほうがいいのかということ、それがちょっと見えなかったものですから、そのプロセスが、ちょっとご質問をいたしました。</p>
区側	<p>報告書の下に、ちょっと注意書きで、この報告書につきましては、この目的外で使用しませんという旨は記載させていただきたいと思います。</p>
会長	<p>はい。</p>
委員	<p>1つは、小学校を通じ児童の保護者に案内を、利用登録申請書等を配布なんですけども、これは、子どものたちに持たせるんですか。どういう形で区は保護者に渡すのかなということが1点と、コーディネーターが常に見ていくということなんです、保管場所への運搬というか、今回は2例ですよね。2つの学校ですけども、その保管場所というのは、やはり遊ぶ場所ですよ、大体ね。その辺では、区として、この保管場所は重要だと思うんですけども、その辺の考えというか、どういうものにするかと考えていらっしゃるかとところが1点と、あと1つ、今回、この学童保育とランドセルひろばを一体化するという新たな事業ですよ。事業を一体化するに当たっては、学童保育クラブの事業者とランドセルひろばの事業者を同じ事業者にするということですよ。同じ事業者だけでも、学童クラブとランドセルひろばの職員は全く区別すると、同じような仕事はしない、それぞれの部署の仕事だということを聞いているんですけど、そうすると、保管しているこうした問題、例えば事故があったりとか、いろいろなことがあった場合、ランドセルひろばの職員以外は一切対応しないということなのか、それとも、同じ事業者なので対応できるということなのか、個人情報を見ることができるのか、その辺はあくまで別々という考えなのか、その辺はどうなんでしょうか。</p>
区側	<p>3点にわたるご質問でございまして、まず事業案内と利用登録が入ったものをいつ保護者の手に渡すのかということですけども、今のところ了承いただきましたら、その後学校を通じて、まず事業案内の中にこの利用登録書を添付して、お子さまにお渡しして、それを保護者にお渡しくださいという形で、まず保護者の手に届くような形にします。事前にお読みいただいてからそれをお持ちいただいて、今度、保護者会が各小学校行われますので、そこでお時間を頂戴してご説明する時間をいただいておりますので、そこでご説明申し上げると。そこで利用登録を再度確認をしていただいて、ご利用される方はご記入いただいて、その際、学童クラブ執務室が保管場所になってございますけども、そこと離れたところで受け付けを行いますので、多目的室で受けさせていただいて、それを学童保育クラブ執務室に持って行く際には、区職員が同行して保管場所まで個人情報を一緒に確認して持って行くということで考えているものでございます。</p> <p>それと、保管場所につきましては、先ほど申し上げましたように、学童クラブ執務室、事務室に学童クラブのお子さまたちの個人情報を管理させていただいておりますので、そこと同じところに、違いはわかりやすくするように、学童保育クラブとは別の、ランドセルひろばを拡充する居場所のお子さまたちの登録表を、鍵つきのところで管理させていただくというふうに考</p>

	<p>えてございます。</p> <p>3点目なのですが、事故があった際ということでございますが、現在の校庭でのランドセルひろばにつきましては、学童のお子さんもそうでないお子さんも一緒に遊んでいる。けがをすれば、学童のお子さんじゃないから学童の先生が面倒見ないとか、そういうことはしていませんので、その辺はいざというときには協力し合う体制をつくって対応していきたいなと思ってございます。ただ基本的に、先ほどおっしゃっていただいたとおり、学童保育クラブの職員とはまた別のランドセルひろばの担当の職員を複数対応させていただきますので、職員を十分配置をさせていただく形にしていますので、その職員で十分やれるのかなと思ってございます。</p>
委員	<p>そうすると、例えばこの個人情報、要は学童クラブとランドセルひろばの2つの情報があるわけじゃないですか。そして別々に管理されているわけじゃないですか。そうした場合、けがしたとき、それは誰でもしなくちゃならないんですけども、この個人情報の管理については、それぞれが責任を、ランドセルの人は学童クラブの書類については一切関知しない、その辺はどうなんですか。</p>
区側	<p>今考えてございますのは、先ほど事故報告書についてもご質問いただきましたけども、例えば事故を目撃した職員等の中で、学童の先生が確認する場合もあったりすると思いますので、この報告書をつくる際には、基本的には、ランドセルひろばを拡充する居場所の責任である職員さんが作成する形になると思います。ただ、どうしてもその職員で見切れない部分があるかと思いますが、その場合につきましては目撃した職員がいますので、聞き取りをしながら作成するという形になろうかと思えます。</p>
委員	<p>情報を共有するという考えでいいんですか。</p>
区側	<p>すみません。学童保育クラブと、今回、ランドセルひろばを拡充する居場所づくりの両方の業務を総括する施設長という役職を新しくつくります。施設長は両方を、どういう個人情報があるのか把握して別々の職員を配置して、個人情報も別々にできるような形で管理をしますし、また学童の、いわゆる責任者である主任という職員もつき、ランドセルひろばを拡充する居場所も主任という職員がつかますので、その主任がしっかりと責任を持って個人情報を管理していくという形になりますので、一緒になるということは、個人情報的にはあり得ないというところでは。</p>
委員	<p>わかりました。はい。</p>
会長	<p>皆さん、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
区側	<p>15名全員賛成です。</p>
会長	<p>全員賛成ということで、諮問を可といたします。</p> <p>何とか定刻までに終わりました。以上をもちまして、本日予定していた諮問に係る審議は終了いたしました。</p>

3 その他

会長	事務局から、その他として何かございますでしょうか。はい、お願いいたします。
区側	<p>今、お配りしている資料についてなのですが、大変申しわけありません。個人情報の取り扱い、委託事業者の取り扱いに係る事故がございましたので、本日、この場でご報告をさせていただきます。</p> <p>記載内容、既に区のホームページで公表されているものなんですけれども、2月1日に目黒区子育て支援部こども家庭課というところで、産前・産後支援ヘルパーの派遣という、妊産婦に対する支援的業務を行っております。そちらの事業、実際にはシルバー人材センターという公益社団法人に委託をしておりますが、職員の方が、この事業に関する情報を取り扱う際に事故がありました。</p> <p>事業概要から申しますと、事案の概要で、法人の職員、シルバー人材センター職員が受託した事業の利用者の個人情報の記載された派遣申請書1枚を利用者宅に向かう途中で紛失したということ。2番に、それに記載されていた個人情報という項目では、対象者、利用者の氏名、住所、生年月日、電話番号、それから、その方の配偶者の氏名、生年月日、電話番号、この情報が記載されたものでした。</p> <p>経過ですが、先週金曜日、2月1日金曜日に起こりました。午前10時ぐらいのことですが、法人の職員、コーディネーターという役割を担っておりますが、受託した業務に対して利用者宅を訪問する際に、申請書を持参して、その書類を路上で確認するために取り出したと。そこに強風が吹いてきて申請書が飛ばされたということで、7枚持っていた中で6枚はその場で回収できましたが、1枚が見つからず、その1枚に2の個人情報が記載されていたというものです。その後、子ども家庭課に経緯の報告がありました。すぐに再発防止を指示しつつ、利用者宅に連絡を取って状況を説明し、お詫びに伺ったということです。心配されることは、記載されている情報をもとに不審な電話などがある可能性がありますので、そうしたことがありましたら、すぐご相談くださいということで、お伝えをしてご了解を得ているところです。</p> <p>4の原因ですが、これは依頼書、申請書を適切に管理していなかったこと、受託事業者の管理の不全ということです。</p> <p>5の今後の対応、再発防止策ということで、法人に対して、依頼書の管理、持ち出しの取り扱いについて再度確認して、改めて周知徹底して、再発防止に努めるというものでございます。報告は以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかに報告事項はございますでしょうか。</p>
区側	<p>報告は以上でございます。</p> <p>(次回開催予定等について伝達)</p>
会長	定刻を若干過ぎてしまいましたが、以上をもちまして、本日の会議を閉会とさせていただきます。それでは散会いたします。きょうは、どうもありがとうございました。

以 上

